

『火災共済』商品改定のお知らせ

1. 傷害費用共済金を廃止します。（変更後の約款は『ご契約様WEB約款の』をご参照ください）
2. 総合火災の加算掛金を変更します。
3. 変更は平成24年4月1日契約始期分から実施します。

1. 傷害費用共済金の廃止について

お知らせ対象者

ご契約者全員

- 約款の補償内容を変更し、傷害費用共済金を廃止します。

(1) 改定理由	①本来、火災共済は『物』の損害を補償しますが、傷害費用共済金は『人的』損害を補償しており火災等の事故損害と関連性が低いこと ②この共済金の支払実績は、補償開始後 36 年間で支払共済金のうち件数で 0.78%、金額で 0.86%と廃止による影響が小さいこと ※損害保険会社は、平成 22 年 1 月から同様に廃止しております。
(2) 傷害費用共済金の概要	傷害費用共済金は、主に火災事故などが原因で、被共済者や親族、使用人がその事故により死亡・後遺障害、重傷を被った場合、共済金額に支払割合を乗じた額が一定の範囲内で支払われます。

2. 総合火災の加算掛金の改定について

お知らせ対象者

総合火災共済にご加入の方

- 平成22年1月の損保料率の改定に伴い、総合火災共済の加算掛金部分のみ変更します。基本掛金(満期返戻金のある部分)の変更はありません。従って、普通火災共済にご契約の方の掛金に変更はありません。

●総合火災にご契約の方



加算掛金部分のみ変更します

●普通火災にご契約の方



掛金の変更はありません

改定後の加算掛金

(ご契約一口150千円あたりの月額加算掛金、単位；円)

建物の所在地	建物の用途	建物の構造		ご契約の対象			
				建 物	商品・製品等	家 財	設備・什器等
道 内 市 町 村 一	住宅 A	耐 火	共 同 住 宅	1.250 (▲1.000)	—	3.500 (▲2.500)	—
			非共同住宅	2.375 (+0.125)	—	7.000 (+1.000)	—
		準耐火		4.750 (+0.125)	—	9.000 (+0.375)	—
		木 造		2.500 (▲0.125)	1.625 (同額)	6.000 (同額)	5.125 (同額)
	非住宅 B~G	耐 火	6.125 (+0.125)	3.000 (同額)	8.750 (+0.250)	7.000 (+0.125)	
		準耐火					

※()は現行の掛金との比較です。

※「共同住宅」とは一つの建物が、1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯炊事を行う設備があるものをいいます。(例)マンション、アパート、長屋造建物

- 加算掛金は、原則、満期返戻金から一括充当します。従って更新年度の共済掛金は、年額共済掛金(年額基本掛金+年額加算掛金)から満期返戻金を差し引いた金額を一時払や分割払のお支払方法に応じてご請求させていただきます。